

経済振興委員会報告資料

出来町公園休養施設等設置・管理運営事業
の公募再開について

令和7年9月
経済観光文化局

1 事業概要

(1) 出来町公園の概要

- 公園名：出来町公園
- 所在地：福岡市博多区博多駅前1丁目地内
- 面積：6,673㎡
- 用途地域：商業地域，防火地域
- 景観計画区域：歴史・伝統ゾーン（御供所地区）



(2) 事業の趣旨

博多駅から近く、神社仏閣の集積する御供所地区に位置する出来町公園において、
①御供所地区における回遊性の向上、②観光客や公園利用者の利便性向上、③御供所地区におけるにぎわい創出、④承天寺通り沿道における歴史を感じられ風格のあるまちなみ形成の先導を目的に、休憩スペースなど受け入れ環境の整備や観光バス乗降場の運営について、民間活力を導入し行うもの。

(3) 事業の主な業務範囲

① 休養施設等の設置・管理運営

- ・観光客や地域住民など公園利用者に開放された**休憩スペース、トイレ**
- ・祭りなど地域文化の継承を促す**PRスペース**
- ・御供所地区における回遊性の向上のための**観光振興に資する事業**
- ・出来町公園及び御供所地区のにぎわい創出に資する**飲食等のサービス提供**

② 観光バス乗降場の管理運営

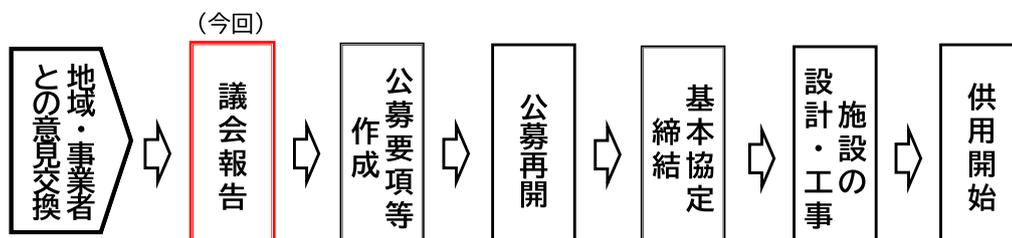
- ・最大利用台数 6台
- ・観光バス乗降場の利用調整、維持管理、周辺的安全確保を事業者により実施
 （※平成30年4月に整備済み。現在は福岡市の直営により管理）

2 これまでの経緯

- 平成29年 12月 6日 事業者公募開始（1回目）
- 平成30年 2月16日 優先交渉権者決定
- 4月17日 事業者と基本協定締結
- 10月30日 事業者との協定を解除
- 令和2年 3月24日 事業者公募開始（2回目）
- 4月 9日 緊急事態宣言発出に伴い、事業者公募を当面中止

3 今後の進め方

○インバウンドを含む観光客数の増加等の情勢を踏まえ、地域と意見交換を行いながら令和7年中の公募再開を目指す。



4 事業者公募の概要（案）

○都市公園法に基づく「公園管理者（市）以外の者が公園施設を整備・管理運営する制度」を活用し、原則事業者負担のもと行う休養施設等の設置・管理運営、観光バス乗降場の管理運営について、公募型プロポーザル方式により事業者を決定する

事業期間	供用開始から最大10年（更新可）
業務内容	①休養施設等の設置、管理運営、維持修繕 ②観光バス乗降場の管理運営
根拠法令	都市公園法第5条に基づく設置管理許可（管理許可）
費用負担	原則事業者負担 ※但し、トイレや観光情報発信等の整備費について福岡市による一部負担を検討中
施設規模	建築可能面積 400㎡、2階建てを上限
公園使用料	公園条例に基づき、土地の適正価格に応じた最低額を設定し事業者提案により決定
コンプラ遵守	参加表明時における誓約書の受領、事業者の責により協定解除を行った場合等の違約金に関する条項を明文化 等

参考 公園配置図

